

2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 AIAI グループ株式会社
 (コード番号 6557 東証グロース)
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 貞松 成
問合せ先 取締役 CFO 戸田 貴夫
T E L 03-6284-1607
U R L <https://aiiai-group.co.jp/>

**当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬
としての新株式発行に関するお知らせ**

当社は、2026 年 7 月 17 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「新株発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

- (1) 払込期日 2026 年 8 月 3 日
- (2) 発行する株式の種類及び数 当社普通株式 70,484 株
- (3) 発行価額 1 株につき 681 円
- (4) 発行価額の総額 47,999,604 円
- (5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数
 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 3 名 70,484 株
- (6) その他 本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026 年 7 月 17 日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、急激に変化する事業環境への対応を背景として、取締役の役割及び責務が増大していること、また、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識をさらに高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進

めることを目的に、譲渡制限付株式として、当社の普通株式を付与することを決議いたしました。

本譲渡制限付株式報酬（以下、「本制度」といいます。）の概要等につきましては、以下のとおりです。

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与します。対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。各対象取締役への具体的な支給時期は、当社取締役会において決定いたします。本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

払込期日（2026年8月3日。以下、「本払込期日」といいます。）から当社の取締役及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した時点までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）とする。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、当社取締役又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本株式」といいます。）の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社取締役及び当社子会社取締役のいずれの地位からも退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

（4）死亡、中途退任における取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会開催日の翌日から次期定時株主総会開催日までの期間（ただし、対象取締役が子会社の取締役である場合においては、当該子会社の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日まで）の途中

で、死亡、その他の正当な理由により、当社取締役及び当社子会社取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任した時点をもって、本払込期日を含む月から当該退任した日を含む月までの月数を12で除した数に本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り上げる。）について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

上記（１）（２）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設した専用口座で管理される。当社及び対象取締役は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結している。

４．発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である681円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上